

訴えの提起について

本市は、次のとおり訴えを提起する。

平成23年12月6日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

1 訴えの相手方の所在地及び名称

(1) 東京都新宿区高田馬場一丁目29番10号

東亜ディーケーケー株式会社

代表取締役 佐々木 輝 男

(2) 京都府京都市南区吉祥院宮の東町2番地

株式会社堀場製作所

代表取締役 堀 場 厚

(3) 大阪府大阪市天王寺区舟橋町3番1号

紀本電子工業株式会社

代表取締役 紀 本 岳 志

2 事件名

談合により締結した契約に係る損害賠償請求

3 請求の趣旨

(1) 相手方に対し、連帯して金941万5000円及びこれに対する契約代金支払日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める。

(2) 訴訟費用は相手方の負担とする。

4 訴訟遂行の方針

訴訟の進行に応じ、適切な方法（和解及び上訴を含む。）をとる。

提 案 理 由

相手方が、本市が締結した大気常時監視自動計測器の物品供給契約に係る入札において談合を行ったことにより、本市が被った損害金について、返還請求に応じないため。